

資料2 利用料金表

現行利用料金				上限利用料金					
区分		単位		金額	区分		単位		金額
泉佐野南部公園	グラウンド	1面1時間		5,000円	泉佐野南部公園	グラウンド	1面1時間		5,240円
	グラウンド用照明施設	1面1時間		3,000円		グラウンド用照明施設	1面1時間		3,140円
	テニスコート	1面1時間		600円		テニスコート	1面1時間		630円
	テニスコート用照明施設	1面1時間		400円		テニスコート用照明施設	1面1時間		420円
	会議室	1時間		600円		会議室	1時間		630円
	シャワー設備	1回		100円		シャワー設備	1回		100円
	放送設備	1式		2,000円		放送設備	1式		2,100円
	駐車場	大型自動車	30分以内	0円		大型自動車	30分以内	0円	
			2時間以内	200円			2時間以内	210円	
			1時間(2時間を超える場合)	200円			1時間(2時間を超える場合)	210円	
1日			1,000円	1日	1,050円				
その他の自動車		30分以内	0円	その他の自動車	30分以内	0円			
	2時間以内	100円		2時間以内	100円				

		1時間 (2時間を超える場合)	100円			1時間 (2時間を超える場合)	100円
		1日	500円			1日	520円

備考

- 1 令和7年度の利用料金の金額については、関係団体との調整等が必要ですので、現行利用料金の金額とする。
- 2 上限利用料金とは、泉佐野市公園条例別表第1で規定している利用料金のことです。利用料金については、上限利用料金の金額の範囲内で市の承認を受けて利用料金の金額を決めることができる。
ただし、利用料金の金額を変更しようとする場合には、市と協議した上で当該年度の事業実施計画書に記載し、市の承認を受けなければならない。
- 3 「大型自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車のうち、乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 4 使用許可を受けた者が本市又は泉南市に住所を有し、通勤し、又は通学している者以外の者である場合の泉佐野南部公園のグラウンドの使用料については、当該金額に2を乗じて得た額とする。